

発議案第24号

プライバシーを侵害する共通番号制法案の撤回を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年6月19日

八千代市議会

議長 江野澤 隆之 様

提出者	八千代市議会議員	小林 恵美子	㊞
賛成者	八千代市議会議員	堀口 明子	㊞
	同	中村 健敏	㊞

提案理由

国に対し、プライバシーを侵害する共通番号制法案の撤回を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

プライバシーを侵害する共通番号制法案の撤回を求める意見書

「社会保障と税の一体改革」関連法案として、今国会に提出されている共通番号制法案（マイナンバー法案）は、国民一人一人に番号をつけ管理する「国民総背番号制度」につながる危険なものである。

共通番号制の導入は社会保障の充実のためではなく、「国民の給付と負担の公平性、明確性を確保する」として、給付の「効率化・重点化」による社会保障費削減が目的なのである。年金や医療など社会保障のさまざまな給付状況を個人の共通番号で一元化し、一人一人の生の生活実態ではなく、机上の数字で合理化・効率化を判断することになる。

また、納税状況も共通番号で把握されることになり、多くの重要な個人情報が集約されるのである。法施行5年後の見直し条項によって民間での活用も検討されており、国民一人一人の全人格が政府や警察など権力者に共通番号で掌握され、利用される可能性も否定できないのである。

よって、本市議会は国に対し、プライバシーを侵害する共通番号制法案の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月27日

八千代市議会

提出先

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
厚生労働大臣様